

第 14 章 チリにおける二国間自由貿易協定の意義

日下部英紀

1. はじめに

チリは 1970 年代前半から始まった軍政のなかで、ラテンアメリカ諸国の中ではいち早く経済構造改革に着手し、82 年の累積債務危機のあとから 98 年に至るまで年平均 8% 程度という高度成長を達成した（なお、98 年後半から 99 年半ばにかけてはアジア危機等に起因する不況に陥り、99 年は債務危機以来のマイナス成長、2000 年以後もかつての高成長はみられていない）。その成長の要因となった経済構造改革とは主に、自由開放政策、年金改革、民営化、金融制度改革などである。なかでもチリの自由開放政策は、世界的に珍しいほどのバリエーションに富んだ積極的な市場開放で、その方策は、関税引き下げというユニラテラル、APEC や WTO の積極的推進といったマルチラテラル、二国間自由貿易協定の締結といったバイラテラルな方法による。更には、輸出振興、投資の自由化も含めてもいいだろう。

世界的に WTO 交渉が様々な暗礁に乗り上げるなか、日本を初め世界的に二国間自由貿易協定締結の動きがみられているが、チリは 90 年代初めから積極的に協定締結を推進しており、いわば自由貿易協定（FTA）の先進国といえる。2002 年半ば現在既にカナダ、メキシコ、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、中米 5 カ国¹、メルコスール²と FTA を締結しており（表 1 参照）、更に幾つか交渉中である³。そこで、チリがなぜ二国間協定締結を進めてきたのか、協定にはどのような意義があるのかなどについて記してみたい。

¹ 中米 5 カ国とは 5 カ国共通事項については合意済み。二国間協議事項とされている関税引き下げプログラムについてはコスタリカ、エルサルバドルとは発効済み。残り 3 カ国（ニカラグア、グアテマラ、ホンジュラス）とは未発効。

² メルコスールとは、南米南部共同市場の略称。ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの 4 カ国が 1991 年 3 月に締結したアスンシオン条約によって成立を決めた関税同盟であり、将来的には共同市場を目指している。1996 年にはチリとボリビアが準加盟国となった。95 年 1 月に 4 カ国域内の貿易の原則自由、第 3 国に対して共通の関税政策を持つ関税同盟として正式に発足した。4 カ国の市場規模は人口 2 億人強、GNP 1 兆ドル、面積 1 千万 km² であり、南米最大の共同市場である。域内関税は自動車及び砂糖を除き原則自由化されている。対外共通関税は 1995 年の成立当時から全品目の 85% について適用されている。1998 年にはブラジルの経済危機を契機として 2000 年末までの暫定措置として 3% ポイント引き上げられた。対外共通関税は 11 段階に分かれており、平均すると関税率は 17% 程度とされる。対外共通関税が適用されていない例外品目、資本財、情報通信関連品目等は、最大 2006 年までに共通関税に収斂させる予定となっている。

³ 2002 年 9 月現在、韓国、EU、EFTA、米国と交渉中である。中でも EU とは最終合意済み。

表 1 チリが締結した主な二国間自由貿易協定

相手国	状況	対象範囲
カナダ	1997年6月5日発効 2014年に実行中の関税引き下げプログラム完了予定 1999年に金融サービスの交渉開始	財、サービス、投資
メキシコ	1999年8月1日発効 1992年発効の経済補完協定(ACENo.17)を拡充したもの ACENo.17により1998年1月1日から自由貿易地域成立(関税引き下げプログラム終了) 2006年1月1日までにACENo.17における例外品目の関税引き下げプログラム完了	財、サービス、投資、 知的所有権、技術的障害、 衛生植物検疫、航空輸送
ベネズエラ (ACENo.23)	1993年7月1日発効 1999年1月1日に関税引き下げプログラム完了	財・サービスにまで拡充する約束を含む
コロンビア (ACENo.24)	1994年1月1日発効 1999年1月1日に関税引き下げプログラム完了	財・サービス、投資の交渉を開始
エクアドル (ACENo.32)	1995年1月1日発効 2000年1月1日に関税引き下げプログラム完了	財・サービスにまで拡充する約束を含む
ペルー (ACENo.38)	1998年7月1日発効 2012年1月1日に実行中の関税引き下げプログラム完了	財・サービスにまで拡充する約束を含む
メルコスール (ACENo.35)	1996年10月1日発効 2014年1月1日に実行中の関税引き下げプログラム完了	財、物理的な統合 サービスの交渉を行う約束あり
ボリビア (ACENo.22)	1993年4月6日発効	部分関税引き下げ協定 協定の拡充を提案

出所：Sebastian Saez y Juan Gabriel Valdes(1999)を筆者がリバイス。

注： 1：ACE とは経済補完協定のこと、番号は ALADI に登録された際の番号。2：上記のほか、85 年にウルグアイと、91 年にアルゼンチンと経済補完協定と締結、98 年にキューバとは部分到達協定署名済。中米 5 カ国とは 5 カ国共通事項については署名済み。

伝統的な経済理論上は、資源の最適配分による社会的厚生を最大化ということから関税引き下げや非関税障壁の撤廃というユニラテラルな自由化が最も望ましいとされる。なぜならば、例えば自由貿易協定を結ぶと、貿易創出効果が発生する一方、貿易転換効果が発生するからである。貿易創出効果とは、市場統合により市場規模が拡大し、競争の促進、資源配分の効率化と生産性の向上に寄与するという効果である。一方、貿易転換効果とは、従来は域外の効率的な外国との間で行われていた貿易が、協定の結果相対的に生産性の劣る域内の外国に転換されるという効果である。しかし、チリについて言えば、(1)貿易依存度がチリは高いこと(2001 年の財サービス輸出は GDP の 31.7%)、(2)関税率が低い上(2002 年現在 7%) 更に一層引き下げられること(2003 年には 6%)、(3)非関税障壁が低いことなどから貿易転換効果は小さいと考えられている。

チリは 70 年代から積極的に関税を引き下げており、現在も更に引き下げている(表 2 参照)。一般の特恵一律関税率は 1991 年に 15%から 11%へ、1999 年から毎年 1%ポイント

ずつ、2003年には6%にまで引き下げられることとなっている⁴。また、投資もかなり自由化されているなど、非関税障壁の撤廃も比較的進んでいる。では、チリがバイラテラルやプルリラテラル⁵な自由化という伝統的理論では望ましくないとされる各種貿易協定やマルチラテラルな方式に関心を示すのはなぜであろうか。また、対外経済政策以外の理由もあるのだろうか。そこで本章では、まずチリの対外開放政策や関税体系を簡単に振り返り、チリが協定を締結する理由を協定交渉者が書いた論文からいわば公式見解を概観し、その後、チリがこうした政策に転じた理由・背景、協定締結政策に対する批判等をまとめ、最後に今後の課題について記す。なお、各協定の概要や協定の経済的効果については、紙面の都合もあり、ここではごく簡単に触れるにとどめとする。

表2 チリの関税率(%)の推移

時期	最高値	最頻値	平均値	時期	一律関税率
1973.12.31	220	90	94	1979.07.01	10
1974.03.01	200	80	90	1983.03.23	20
1974.03.27	160	70	80	1984.09.22	35
1974.06.05	140	60	67	1985.03.01	20
1975.01.16	120	55	52	1988.01.05	15
1975.08.13	90	40	44	1991.06.25	11
1976.02.09	80	35	38	1999.01.01	10
1976.06.07	65	30	33	2000.01.01	9
1976.12.23	65	20	27	2001.01.01	8
1977.01.08	55	20	24	2002.01.01	7
1977.05.02	45	20	22.4	2003.01.01	6
1977.08.29	35	20	19.8		
1977.12.03	25	15	15.7		
1978.6	20	10	13.9		
1979.6	10	10	10.1		

出所：西島章次編「ラテンアメリカのインフレーション」アジア経済研究所(1990)の税関資料より作成。

2. チリの対外開放政策小史

1973年にアジェンデ政権をクーデターで倒して成立したピノチェット軍事政権は、30年代以降続いてきた輸入代替化政策を放棄し、自由化政策を中心とした過激ともいえる経済構造改革を行った。その基本的な考え方は政府による介入を減らし市場に任せるというもので、90年3月まで続いた政権中に、具体的には市場開放、年金改革、民営化、財政改革、資本の自由化、輸出振興、金融改革などを行った。貿易面では、まずアジェンデ政権

⁴ なお貿易量でウェイトをかけた関税となると、例えば1999年の一律関税は10%であったが、各種自由貿易協定を結んでいることなどで更に低くなり99年11月で7.5%、対ラテンアメリカでは3.9%であった。

⁵ バイラテラルは二国間、プルリラテラルとは、相手が複数国の場合を言う。例えばチリとメルコスールとの協定など。

末期に平均 105%にまで達した関税率の一方的な引き下げ、輸入禁止や輸入預託金制度などの各種輸入制限の撤廃及び 15 もあった為替レートの整理を行った。この自由化政策は 82 年の累積債務危機の際に若干の揺り戻しがあったものの、民政移管後も現在に至るまで一貫して基本経済政策の一つとなっている。当初は関税引き下げや輸入制限の撤廃などのユニラテラルな自由化に主に力を入れていたが、ガット・ウルグアイラウンドによる自由化も積極的に推進、89 年に APEC が成立すると 94 年には加盟が認められ、世界的な自由化の動きにも大きな関心を持つと同時にマルチの自由化も積極的に推進している。また、現在米州で進めようとしている FTAA についても、チリは前向きである。

二国間協定の動きは、表 3 の年表をみて分かるとおり民政移管以降、すなわち 90 年代に入ってから始まった新しい動きである。しかしチリの場合、現在でもユニ、バイ、マルチいずれも同じように力点を入れており、特にどれか一つを重視した自由化を行っているわけではない点に留意する必要がある。カトリカ大学国際政治担当のバルディビエソ教授は筆者に対し、「なぜ二国間協定政策のみを重視するのか。別に基本的な政策は 90 年代に入ってから変わったわけでもないのだから」と述べたことがあるが、こうした考えはチリで多くの人たちが思っていることだといえよう。

表3 チリ二国間自由貿易協定政策に関する年表

年	月日	事柄
1980	8.12	モンテビデオ条約署名
1985		ウルグアイとの経済補完協定
1985	11	伯亜首脳会談(イグアス)で市場統合に向けた最初の動き
1989	7	メネム大統領就任(亜)
1989	11	APEC第1回閣僚会議
1990	3.11	民政移管、エルウイン大統領就任
1990	6	NAFTA構想発表、ブッシュ米大統領新中南米支援構想(EAI)発表
1991	3.26	メルコスール・アスンシオン条約締結
1991	8.2	アルゼンチンとの経済補完協定署名(92.1.1発効)
1991	9.22	メキシコとの経済補完協定署名(92.1.1発効)
1993	4.2	ベネズエラとの経済補完協定署名(93.7.1発効)
1993	4.6	ボリビアとの経済補完協定署名(93.7.1発効)
1993	11	EU発足
1993	12.6	コロンビアとの経済補完協定署名(94.1.1発効)
1994	1.1	NAFTA発足
1994	3.11	フレイ大統領就任
1994	4.15	ガットウルグアイラウンド終了、WTOマラケシュ協定署名(95.1.1発効)
1994	11.1	APECインドネシア会合、チリのAPECへ加盟
1994	12.20	エクアドルとの経済補完協定署名(95.1.1発効)
1994	12	マイアミで第1回米州サミット(チリのNAFTAへの公式招待)
1994	12.17	メルコスール・オウロ・プレト議定書調印
1995	1.1	メルコスール発足
1995	1.1	カルドソ大統領就任(伯)
1996	12.5	カナダとの自由貿易協定署名(97.7.5発効)
1996	6.21	EUとの枠組み協定署名(99.4.24発効)
1996	6.25	メルコスールとの経済補完協定署名(96.10.1発効)
1996	11	APECフィリピン会合(チリは2010年までに一方的な関税引き下げを宣言)
1997	12	メルコスール共同市場審議会(CMC)でチリのCMCを含む各種会議への参加が承認
1998	4.17	メキシコとの自由貿易協定署名(99.8.1発効)
1998	4.19	サンチャゴで第2回米州サミット(FTAAへの取組開始、中米との貿易協定交渉開始決定)
1998	6.22	ペルーとの経済補完協定署名(98.7.1発効)
1998	10.2	キューバとの部分到達協定署名
1999	6	EUラテンアメリカサミット(EUとチリ・メルコスールとの協定交渉開始決定)
1999	9	APECオークランド会合(韓国との貿易協定交渉開始決定)
1999	10.18	中米5カ国との自由貿易協定署名(関税引き下げ表は別途作成)
1999	11	WTOシアトル会合
1999	12.10	デラルア大統領就任(亜)
2000	3.11	ラゴス大統領就任
2001	11	WTOドーハ会合
2002	2	コスタリカとの自由貿易協定発効
2002	4	EUとの協定が最終合意(2003年1月1日からの発効を目標)
2002	6	エルサルバドルとの自由貿易協定発効

出所：筆者作成。

3. チリの関税体系

二国間協定について検討する前に、現在でもなお推進されているユニラテラルな自由化及びチリの関税体系について簡単にみてみよう。関税引き下げ政策をみると、73年以降基

本的に一貫して関税を引き下げており、2003年には一律関税は6%となることが法律で決まっている（表2参照）。70年代はそれまでの平均関税が100%を越えるような極めて高い関税率を一律10%関税にまで段階的に引き下げる過程、80年代初めは累積債務危機による国際収支の悪化及び急激な自由化への反省から一旦35%に引き上げるという揺り戻し過程、その後危機から脱却するにつれ再度引き下げ過程に入ったといえ、91年には11%、98年からは2003年まで毎年1%ポイントずつ引き下げられ、2003年には6%にまで下がる。

現在のチリの関税体系をみると、原則として一律関税（2002年現在7%）を採用している品目と、関税が撤廃されている品目の2種類しかなく、極めてすっきりとした体系となっている。この点は、11種類もの対外共通関税を設け、更に例外品目が数多く存在するメルコスールとは大きく異なる点である。因みにチリで関税が0%となっている品目は船舶などの20品目程度である。また一律関税よりも高い関税をかけているのは、価格帯制度（バンド制）を採用している小麦、小麦粉、砂糖、食用油の4品目しかない。輸入制限もほとんどなく、割り当て制は二国間協定で定められたものを除けば存在しない。

4. チリが自由貿易協定を締結する目的

さて、一方で関税を引き下げ、他方でWTOなどのマルチの自由化を進めてきたチリが90年代に入り、新たにバイラテラルな自由化を進めたのはなぜであろうか。そこでまず、チリの協定締結に対する考えについて、協定交渉者であるチリ外務省国際経済総局のSebastian Saez（FTAA北米課長（当時））及びJuan Gabriel Valdes（総局長（当時）、後の外相）が共著で書いた論文（Saez y Valdes, 1999）の概要を紹介する。この論文はよくまとまっている上、交渉担当者が書いたことから公式見解に近いものと言えよう。

(1)協定の役割：

協定の経済的役割には、貿易に関わる障壁の撤廃や制度化と、取引費用の削減という2つの大きな役割がある。貿易は、自国の貿易政策だけではなく、相手国の政策の影響も受けるものである。貿易政策には、もともと保護主義化する誘因が潜んでいる。なぜならば、自国が保護主義をとり、相手国に自由貿易政策を取らせることが自国の利益を最大化するからである。その場合、相手国も同様に考えるため、双方が保護主義化してしまうという最悪の結果が生じる。そこで、協定には双方が保護主義に陥ることを防ぐという役割がある。また、市場には情報の非対称性などの、不透明性、ルールが周知されないこと、各種の効率を阻害する要因等に基づく失敗があるが、関税引き下げなどのユニラテラルな方法ではそれらを改善できない。そこで、協定を結びそれらを改善することにより、取引費用を削減することができる。

(2)マルチの推進：

WTOを中心としたグローバリズムの推進は、戦後の世界経済の発展に対して極めて大きな役割を果たしてきた。FTAと異なり貿易転換効果も発生せず、取引費用の削減も図れ、国の規模や発展度合いとは関係なく誰もが恩恵を受ける。このマルチのシステムから、チリも少なからず恩恵を受け、それを積極的に推進してきた。しかし、1999年にWTOシアトル会合が失敗に終わったように、マルチラテラルな自由化には大きな限界がある。1994

年に終了したガット・ウルグアイラウンドは、貿易ルールの強化、紛争解決手続きの整備など画期的なものであったが、多くの国の利害が対立するため、多くの分野で期待した程度の進展はみられず、締結にまで非常に時間がかかった。従って、マルチラテラルな自由化はその理想は高く評価しうるが、そのスピードと深度という点で欠点がある。

(3)協定の種類：

協定の締結は、貿易転換効果が生じないこと及び、相手国との貿易量が増加しかつ、第3国への輸出货量が少なくとも維持されることが望ましいと言われる。つまり、協定によって第3国へ新たに貿易障壁を生むべきではない。また、協定の中身も重要である。貿易転換効果などは関税に焦点を当てた考え方だが、非関税障壁にも目を向ける必要がある。チリは、この点極力多くの中身を協定に盛り込んできた。むろん、全ての協定が同じ中身というのではなく、現実的に相手国によって中身が異なる。例えば、カナダとの協定は財に加えてサービスや投資に関する条項があるが、チリの協定のなかで最も対象範囲が広いとされるメキシコとの自由貿易協定のように知的所有権、技術障害、政府調達や衛生植物検疫等に関する条項はない。これは、WTOのルールでカバーすればいいことで合意されたからである。一方、メキシコとの協定でこれらが含まれているのは、両国の二国間関係が極めて強いため、WTOの合意よりも深化させる必要があったためである。他方、全ての相手国が協定の対象範囲をWTOよりも深化させたいと望んでいるわけではない。時期尚早の国もあれば、制度的その他の理由で難しい国もある。事実、メルコスールや他の南米諸国との協定は財に関するのが主である（表1参照）。

(4)相手国の選択：

どの国と二国間協定を結ぶと社会的厚生が高まるかについての明確な経済理論はないと言われる。貿易パターンの似た国と結ぶべきという考え方もあるが、チリの場合はあまり現実的ではない。補完関係にある国と結ぶべきという考え方もある。こうしたなか、地理的な関係が相手国を選ぶ際に重要な役割を果たす。地理的に接しているなど近隣諸国との貿易は一般的にそうでない似た国と比べ大きな割合を占める。また、政治的な面も重要である。これに関し、かつてインスルサ外相は、ここ数年結んできた経済協定は、ラテンアメリカという地域内でのチリの安全を増加させるという安全保障面の役割があると認めている。チリがラテンアメリカ諸国と協定を多く結んでいるのは、付加価値のある製品やサービス、投資を輸出したいことと同様に、文化的歴史的な結び付きや政治面での思惑があるからである。

(5)協定の目的：

協定はチリの輸出の一層の拡大を確実にするために、市場アクセスの確保、すなわち外国市場を開放することが第1目的である。この点、自国の関税引き下げというユニラテラルな手段では効果がない。

第2の目的は、ラテンアメリカ地域では市場アクセスの条件が頻繁に変更されることがあるので、二国間協定によってそうした条件を確固たるものとし、輸出の安定を図ることである。例えば、テキーラ危機後の93年メキシコは関税率を引き上げたが、チリには適用しなかった。97年以降ブラジルが金融危機に直面した際に、輸入金融への信用制限などの輸入制限措置をチリ、ボリビアやメルコスール域内諸国にも適用したものの、部分的な現状維持を認めた。

第3の目的は、他の手段では貿易障壁の撤廃が困難な際に協定によって撤廃することである。つまり、マルチの場合は、チリが世界的に主要な生産国ではない場合、その財についての交渉力は限られてしまう。例えば、チリには自動車の組立工場があり車を生産しているが、その量は少ない。メキシコとの協定によりメキシコへの車の輸出条件が改善され、その結果として95年は7500ドルしかなかった車の輸出額が97年には3300万ドルにも達した。このようなことは、チリは車生産については小国であるためマルチの場合での交渉によってでは決して生じなかったであろうし、ユニラテラルな自由化によっても生じなかったであろう。

第4の目的は、貿易に関するあらゆる分野について前進させることである。ガット・ウルグアイラウンドでは、1947年のガット創設以来、初めて交渉の対象となった分野があるなど多くの分野で前進があったが、まだ課題は多い。マルチの場合で多くの分野を組み込むことはそれだけ微妙な問題も生じるので、まず解決しやすい二国間で協定を結ぶ。その結果として、チリの対外投資やサービス輸出を促進できる。例えば、メキシコとの協定により、メキシコとの車輸送に関してメキシコ船以外にもチリ船を使用できるようになった。また、アンチダンピングの適用から除外される可能性も重要な点である。カナダとの協定では両国とも国内法であるアンチダンピング法を適用しないこととなった。

第5の目的は、市場アクセスの保持及び安定化である。NAFTAやメルコスールなどの創設により、チリは貿易転換効果と当該市場での競争力低下により市場からはじき出される可能性が生じる。そこで、協定を結んで市場からはじき出されるのを防ぎ、少なくとも域内の競争相手と同じ条件を享受しようとしている。

第6の目的は、工業製品及びサービス輸出を促進することである。チリは、対世界では一次産品輸出が多いが、ラテンアメリカへの輸出産品には付加価値が高く、価格が安定している製品を含んでいる。協定により市場が拡大するために規模の経済が働き、雇用創出、技術革新などの経済発展の要素を生み出す。またサービス輸出に関するマルチでの合意は困難なため、少数の国で合意することにより、サービス輸出が促進される。

(6)協定の効果：

実際に協定によって経済的なメリットが生じたのだろうか。この問いの答えは難しい。それは、計量的に効果を推計することは技術的に非常に困難であり、例え試算したとしても様々な仮定に基づくものだからである。更に協定を結び始めたのは90年代に入ってからであり、データの量も十分ではない。テキーラ危機、アジア危機の影響が協定締結相手国に生じたこともある。ある試算では、メルコスール、メキシコ、コロンビア、ベネズエラとの協定による貿易転換効果と創出効果をみると、前者は小さく、後者の方が大きいという結果がある。なお、このなかには関税引き下げ以外の協定の効果は含まれていないが、こうした制度の透明性の上昇などによる取引費用の低減という効果を計ることは困難である。また、相手国との貿易が増加し、第3国との貿易が減少しなかった場合協定の効果があったとすれば、チリの場合、アジア危機の生じる1997年までは、対相手国、対第3国ともに貿易は増加した（表4参照）。またチリの輸出品目をみると、付加価値製品輸出割合が高まっており、協定の効果があったとも見られる。別の試算では、例外のない協定を結ぶのが最適、貿易転換効果を防ぐためにできる限り多くの国と協定を結ぶのが最適、相手国に米国がいなくとも大した影響はないが、農業などの例外品目がある場合は米国を含むの

と含まないとでは大きな差があるとされる。

表 4 貿易額（輸出+輸入）の伸び率（％）

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
ラテンアメリカ	19.1	23.0	4.7	24.7	33.8	7.9	12.9	-6.2	-3.9	25.1	0.9
メルコスール	12.7	36.4	4.4	19.5	30.7	<u>2.7</u>	<u>10.5</u>	<u>-5.8</u>	<u>-3.5</u>	<u>30.5</u>	<u>2.9</u>
ALADI(10)	19.1	22.7	5.0	24.0	34.6	7.8	12.8	-6.2	-4.5	25.9	1.1
アルゼンチン	31.6	35.0	6.8	36.1	23.8	18.5	12.1	0.7	4.4	27.8	3.0
ボリビア	39.2	27.3	<u>4.1</u>	<u>12.5</u>	<u>12.6</u>	<u>10.0</u>	<u>19.4</u>	<u>-1.3</u>	<u>-25.4</u>	<u>-8.6</u>	<u>-13.9</u>
ブラジル	-0.6	38.5	1.4	9.4	40.3	-11.2	10.0	-14.8	-12.3	37.1	2.1
コロンビア	-12.5	-15.4	-5.8	<u>38.8</u>	<u>43.7</u>	<u>23.1</u>	<u>2.8</u>	<u>-9.8</u>	<u>-3.9</u>	<u>19.2</u>	<u>-2.5</u>
エクアドル	48.1	20.3	-14.5	46.1	<u>23.6</u>	<u>10.7</u>	<u>12.4</u>	<u>-17.1</u>	<u>-2.0</u>	<u>22.3</u>	<u>-14.2</u>
メキシコ	14.6	<u>49.0</u>	<u>25.8</u>	<u>39.8</u>	<u>54.0</u>	<u>46.5</u>	<u>35.3</u>	<u>-7.9</u>	<u>-10.4</u>	<u>18.2</u>	<u>-5.1</u>
パラグアイ	51.1	7.0	12.1	-3.0	18.4	1.4	-12.1	3.0	-19.3	15.0	19.5
ペルー	68.3	14.7	15.0	53.3	38.1	-25.0	6.2	<u>1.7</u>	<u>9.7</u>	<u>33.5</u>	<u>8.3</u>
ウルグアイ	10.8	75.9	13.9	0.5	-0.6	6.9	15.4	10.9	-17.6	11.2	-2.0
ベネズエラ	11.5	-18.4	<u>4.4</u>	<u>-1.0</u>	<u>69.8</u>	<u>25.5</u>	<u>-5.0</u>	<u>-4.3</u>	<u>-1.9</u>	<u>14.6</u>	<u>1.1</u>
北米(2)	8.5	13.9	13.9	13.4	32.0	9.7	5.4	-4.4	-7.2	8.5	-4.8
カナダ	-25.1	7.7	16.9	26.9	22.6	33.2	<u>2.9</u>	<u>13.2</u>	<u>-5.2</u>	<u>24.2</u>	<u>-9.2</u>
米国	11.8	14.4	13.7	12.5	32.6	8.1	5.6	-5.8	-7.4	6.9	-4.3
全世界	<u>5.6</u>	<u>18.7</u>	<u>2.1</u>	<u>14.1</u>	<u>37.4</u>	<u>3.0</u>	<u>9.7</u>	<u>-9.4</u>	<u>-7.2</u>	<u>16.3</u>	<u>-4.7</u>

出所：チリ中銀発表統計をもとに筆者が作成。

注：1. 斜体下線付は協定発効年以降の値

2. メルコスールはブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国。

3. ALADI(10)とは、チリとキューバを除くALADI加盟10カ国。

4. 1999年以降の値は、新基準の貿易統計から算出（1998年以前は旧基準）。

5. 協定締結後著しく貿易が伸びたのはメキシコ。輸出入とも増加したが、品目でみると自動車を中心に輸出しているのが特に顕著。

6. 協定締結後、カナダ向けは輸出が主に伸びた。チリによるワイン市場の開拓が注目に値する。

7. アルゼンチンからの輸入が大幅増加したが、その要因の一つは天然ガスパイプライン開設がある。

5. 自由貿易協定締結政策を採用した背景

以上、前項では交渉担当者の記した論文の概要を紹介したが、もう少し歴史的な観点からも協定政策を議論する。チリは80年代までは、関税引き下げ及びガットの推進という、ユニラテラル及びマルチラテラルな方式を推進していた。では90年代に入ってからチリは従来の政策に加えてなぜ二国間貿易協定締結政策を採用したのだろうか（表5参照）。

表 5 チリの二国間協定政策の背景

	国内	国際
政治	民政移管(1990.3.11) 対外外交関係の深化の必要性 新機軸を打ち出す必要性	近隣諸国の民政移管=ラ米の雪解け 米国の対中南米戦略の転換
経済	70年代からの経済構造改革の実現 一層の輸出拡大、経済成長の必要性 すでに低い関税率(91年には11%) メルコスール等地域ブロック形成気運への対応	世界的な地域統合の動き NAFTAの成立(94.1.1) メルコスールの成立(95.1.1) 米国の自由化戦略の転換(マルチ重視からバイ重視へ) GATTウルグアイラウンドの終結=マルチへの限界 近隣諸国の経済構造改革、関税引き下げの動き APECの成立(1989.11) WTOシアトル会合の失敗(1999.11)=世界的な二国間協定への機運

出所：筆者作成。

第 1 に、チリは他のラテンアメリカ諸国に先駆けて 80 年代後半の軍政時代に経済構造改革を終えており、FTA などの協定を結べる条件にあった。これはかなりの程度に産業構造調整が進捗していたことを意味する。つまり競争力のある得意な産業に特化しており、協定締結による調整コストが小さいことを意味する。一方、協定締結相手国の方も、90 年代に入りようやく経済構造改革に着手し、それまでの保護政策を改め関税も全体的に低下するなど自由化政策を採用してきた。関税の相違が両国間であまりにも大きいと協定を結ぼうという状況にならないだろうが、その差が縮まってきた上、自由化という思想も一致した。

第 2 に、締結相手国のハイパーインフレも終息し、マクロ経済が安定化したことも見逃せない。ハイパーインフレや大幅な為替の変動がみられれば協定を結ぶ誘因を持たない。

第 3 に、1991 年には関税率が 11% となっており、更なる関税引き下げによる効果があまり期待できなくなったことである。一方、同時期のチリの主な貿易相手国では、チリが競争力を有している産品に対してまだ高い関税及び非関税障壁があった。

第 4 に、80 年代半ばから始まったガット・ウルグアイラウンドの進展が期待していたよりも遅く、マルチラテラリズムを積極的に推進するチリとしてはその実現可能性に疑問をもっていた。更に、米国における地域主義の台頭、メキシコの NAFTA（1994 年発足）加盟、対外共通関税政策を採用するメルコスールが成立したこと（1995 年発足）などで、協定を締結しないことにより少なからぬコストが生じた。

第 5 に、これは実は一番大事な理由と言えるかもしれないが、メルコスールが軍政を排除しているように、チリが 91 年に軍政から民政に移管したことは、協定締結に当たっての資格を得たという点で大前提であった。軍政時はチリは国連でもラテンアメリカ内でも極めて評判が悪かったため、民政移管後は協定を結んで外交関係を深化させる必要があった。チリは南米で民政移管をした最後の国である。また近隣諸国でもチリよりは一足早く 80 年代に民政移管が行われ、南米での軍事的緊張が減り、雪解けの雰囲気が見られ、各国とも外交関係を何がかしか深化させる方策を模索していた(表 6 参照)。例えばメキシコの場合、チリが軍政に入るとメキシコはチリとの国交を断絶したが、90 年に民政移管されるやいなや国交を回復し、その直後から二国間協定の交渉が始まった。

第 6 に、協定のモデルとなる ALADI の枠組みが 80 年に成立していたことも見逃がせない。共通の枠組みがあったことにより、ラテンアメリカ諸国との協定締結は非常にスムー

ズに行われた。

第7に、冷戦が終了し、EUが発足したこと、APECが発足したことなど、世界的に新たな秩序作りが模索された。その中の一つの方式として、経済ブロック化をせずに経済外交関係を強化する方策として二国間貿易協定が生じてきたともいえよう。

第8に、その他他国に先駆けて協定を結ぶことにより「先行者の利益」を得ようとした面もあろう。

表6 南米諸国の民政移管時期

国名	開始年	民政移管年
ブラジル	1964	1985.03
アルゼンチン	1966	1983.12
チリ	1973	1990.03
ウルグアイ	1973	1985.03
パラグアイ	1954	1993.08
エクアドル	1972	1979.08
ボリビア	1964	1982.10
ペルー	1968	1980.07

出所：「アメリカ論Ⅱ中南米」恒川恵市（放送大学振興会）「ラテンアメリカ政治と社会」松下洋・乗浩子（新評論）等より作成。

注：開始年とは軍政等の権威主義的政権の成立年。

6. 外交政治からみた自由貿易協定－貿易と外交の関係の変化－

(1)協定を結ぶ政治的背景：

90年代に入って二国間貿易協定を結び始めた政治的背景としては、民政移管後の国際関係の強化及び、最近のラテンアメリカの外交が貿易関係を重視するようになってきたという2点がある。第1に、前項でも記したが、90年に民政移管される前の軍政のイメージは国際的に極めて悪かったため、民政移管後は協定を結ぶなどして外交関係を深化させる必要があった。チリは南米で民政移管した最後の国の一つである。第2に、ラテンアメリカとの結び付きを強化するものとして貿易の重要性が高まってきたことがある。ラテンアメリカでは言葉や文化は基本的に似ており、更なる結び付きを強める重要なイシューとはならない。また、政治面での接近にも限界があり、貿易が唯一のイシューとなった。90年代、ラテンアメリカでは経済自由化の進展により貿易のフレームワークに対する考え方に変化が生じ、政府の果たす役割が変化してきた。具体的には、政府は具体的な事項により関心を示すようになり、より小さなビューロクラシーのもとで、政府の役割はより簡素化されてきた。70年代、80年代は貿易は国の管理下であり、関税、法律、規制などを通じて貿易に国が大きく関与するなど、貿易相手国も政策的に決められており、民間部門には自由はなかった。

(2)外交様式の変化：

以前の外交とは、伝統的な外務省同士の関係で、他の省庁が関係するような外交ではなく、外交と経済的結び付きは別の話であった。60年代の外交スタイルは基本的に多国間交渉であったが、ときには、小国同士が集まったり、地域毎に集まったり、非同盟諸国など

思想によって集まったりしたものの、柔軟性に欠け、大きな力とはならなかった。そうした中、最近になって外交スタイルが変わってきている。貿易は実践主義的なため、外交が合理化され、外交は現実的、特定テーマを扱うなど具体的、直接的となった。従って比較優位を基に二国間協定を結ぶようになり、複雑な多国間協定ではなくより自由のきく協定を結べるようになった。その一例がサービスについてメキシコとの協定には含むが、メルコスールとの協定には含まないことなどである。また、メキシコとチリ、チリとベネズエラ、メキシコとベネズエラで協定が結ばれるなど、結び付きが以前よりも複雑となった。

(3)チリの政治文化と欧州：

2002年9月現在EUとの交渉が終結に近づいているが、経済面ではEUにとってチリはほとんど何ら重要性を持っていないのに、なぜEUがチリを重視しているかのヒントは、歴史的な両地域間の政治関係にある。チリと欧州の関係は特別なもので、ラテンアメリカの中で最も欧州に似た政体をチリは持っている。73年のクーデターまでは（民政移管後も同様）、欧州同様キリスト教民主党、社会党、自由党、保守党など右から左までの政党が存在していた。また、イデオロギーも欧州と近く、政治文化も極めて似ている。従ってクーデターが起これば、欧州はチリから逃避してきた多くの知識人を受け入れ、このことが現在の協定につながっている⁶。

チリの政治文化は他のラテンアメリカ諸国と異なり欧州的である。政治文化とは、政治への価値観、支持政党と個人との関わりなどである。チリでは、名前のあとに聞くことは、好きなサッカーチームと支持政党であると言われるくらい政治への関心が欧州同様に高く、支持政党を変えることも少なかった⁷。政治文化が似ている点は両国間の関係に重要な意味を持っている。例えば欧州のキリスト教民主党の人がチリと接触したい時、チリのキリスト教民主党に連絡すればよく、同じイデオロギーを共有している信頼感だけではなく、国際党会議などを通じて人脈もある。またお互いの社会でどの政治政党に属しているかが重要視されているため、欧州に存在する政党に該当する政党がチリでもすぐに分かるのは大きなプラスとなる。この点アルゼンチンのペロニズム、メキシコの国民革命党、ペルーのAPRAと言っても、右か左か分からないだけではなく、元々右、左という基準で分離、分類されていない。また、1920年代チリはウルグアイとならんでラテンアメリカでは政治が最も安定していたことなどが欧州から評価されており、歴史的にも欧州はチリへの親近感があったといわれる。

(4)協定による外交関係の強化：

協定を結ぶことは、協定締結という事実とその経済的效果だけではなく、両国間の接触回数が飛躍的に増える効果や相手国をより知るといった効果がある。まず交渉を行うことを

⁶ カトリカ大学のドゥラン政治学教授によると、フレイ政権時のフェルナンデス外務次官がEU大使だった1992年に、ドイツのキリスト民主党からEUはチリのために何ができるかと言われ、出来ればソシオ（会員）になりたいと答えたことに現在交渉中の協定の源があるという。

⁷ 1999年末の大統領選挙で、当初不利と思われていた中道右派系野党のラビン候補が中道左派系与党のラゴス候補に肉薄し決選投票まで持ち込んだことは、チリにおいても従来の政党に投票する態度が、候補個人に投票するスタイルに変わりつつある可能性を示している。

決める時と、交渉が終了しサインする時は首脳会談が行われる。更に協定があるということは協定に規定されている定期的な会合を両国間で開くことを意味する。その会合は、協定の目的が達成されているか、課題の進捗状況を確認したり、懸案事項を議論するために開かれるが、こうした日頃からの定期的な意見交換や、政府間の様々なレベルでの接触は外交関係の緊密化には非常に効果がある。また、協定があることにより、政府高官レベルの会合を持つことが容易なる。例えば、メキシコは NAFTA に加盟することにより、米国に訪問しても高官と会談出来るようになった、つまり大国に相手にされるようになったと言われており、チリが米国との協定を夢見る理由の一つはここにある。

7. 協定相手国の選定

協定の相手国の選択は、(1)歴史、文化、地理的要因、(2)経済的要因、(3)国際戦略の三つが主な決定要因と言えよう。

チリがまずラテンアメリカ諸国を協定の相手先として選んだのは、経済的要因というよりもむしろそれ以外の要因が大きい。南米諸国やメキシコにしろ、同じ米州大陸であるという地理的要因、同じ祖先を持ち、似た歴史を持つことなど歴史的な接点の多さ、スペイン語またはポルトガル語という共通の言語であったから、外交関係を強化する必要も生じ、協定を結ぼうという際にごく自然に相手国となりえた。

(2)の経済的要因は、歴史、文化、地理的要因が根本にある要因であることに對し、当初はどちらかと言えば外交要因という本音をきれいに隠すための名目的な要因であったかも知れない。例えば、ベネズエラやコロンビアなどの南米諸国（メルコスール諸国を除く）との協定は、経済的要因は当初からあまり期待されておらず、貿易も特に伸びたわけではない。しかし、ラテンアメリカ諸国との協定をほとんど結び終わった今、歴史、文化、地理的要因によって結ぶべき国はもはや米国とパナマしか残っていない。従って、今後は協定相手先を考えるに当たり、経済的要因が大きな役割を果たしてくるものと考えられる。なお、伝統的な理論では、経済構造が似ている国と協定を結ぶことの方が効果は大きいとされる。というのは、資源の再配分によって、効率的な産業に特化することができるからだ。その理論に従うと、ラテンアメリカ諸国と協定をまず結んだのは、先進国よりも経済構造が近いために協定の効果が期待されたことになる。

(3)の国際戦略は、近年 WTO による自由化が行き詰まっている中、チリが 90 年代を通じ各国と協定を結んできたことは、世界的に高い評価を受けており、協定はチリの世界との関係強化を図るための国際戦略の一つとして位置付けられつつある。チリは自身の政策に対してより自信を深めてきており、世界的な動きに先行しているという自負のもと、ラテンアメリカという枠を飛び出し、米国、EU、韓国、EFTA などと交渉を開始するに至った。

8. 主な協定の概要

チリの締結した協定の具体的な内容については、チリ外務省のホームページに全文紹介されているので、ここではごく簡単に紹介するにとどめる。

チリの二国間協定は大きく分けて、メキシコ・カナダ型、メルコスール型、ベネズエラ

型、ポリビア型に分けられる（表 1 参照）。簡単に言えばメキシコ・カナダ型は財の自由化だけではなく、サービスなども含み最も対象範囲が広く、進んだ型の協定で、ALADI の枠組みの経済補完協定を越えたものである。将来的な NAFTA 加盟を見込んでいるため、NAFTA が協定のサンプルとなっている。その他の型の協定はサービスまでは現在のところ含んでいない（将来交渉を行うことを約束しているものはある）。これから結ぶ協定においては、チリはこの型を希望しているとみられ、中米との協定もこのタイプである。なお、メキシコとの新協定は、以前結んだ経済補完協定によって既に関税引き下げプログラムが終了しているため、当時の除外された品目の引き下げ計画はあっても、全貿易品目を対象とした関税引き下げプログラムは存在しない。また、カナダとの協定を踏まえ知的所有権、検疫についても規定されているなど、対カナダよりも内容が拡充されている。メルコスール型は同地域がチリに隣接しており、地理的にも経済的にも政治的にも最も重要であることから、財だけではなく物理的な統合⁸も含むなどの特徴がある。またこの協定がチリがメルコスールの諸会議に参加する際のベースの一つとなっている。ベネズエラ型はメキシコとの最初の協定をモデルとしており、チリが 90 年代初めに結び始めた際の基本的な型であるが、財の自由化が中心となっている。対エクアドル、コロンビアやペルーもこの型である。ポリビア型は、一部の品目のみの関税を引き下げるというもので、最も内容の薄い型であり、ALADI の枠組みの部分到達協定に近い。キューバとの部分到達協定はこの型である。以上チリが結んでいる協定を大きく 4 つの型に分けてみたが、実際は各協定によって詳細は異なり、関税引き下げプログラムの内容もまちまちとなっている。なお近く締結予定の EU との協定は、政治、科学技術、文化、協力プログラムなどを含むことになるとされ、上記いずれの型よりも対象が大幅に広くなると言われている。また、現在交渉中の韓国との協定は、アジア諸国との初めての試みであり、協定も新たな段階に入ったといえる。

9. チリの社会の特徴—協定に対する抵抗が比較的少ない一つの理由—

通常、自由貿易協定を締結する際には、国内の利害調整は困難を極める。チリでもこれまで協定締結の際に農業部門を始めセンシティブな部門から様々な抵抗があったが、その力はそれほど強くなかった。センシティブな部門が比較的少ないことは事実だが、小麦、砂糖、食用油などのバンド対象品目などでは政策的に保護している部門はある。しかし、そうした部門からの反対の声も、一般に協定交渉を中止させるほどは大きくない。国会審議でも、農業部門を代弁する議員による抵抗はしばしば見られるものの大きな動きではない。では、なぜチリでは協定への抵抗が少ないのだろうか。

第 1 に、70 年代からの経済構造改革がほぼ終え、その結果高い成長をしてきたことに国民は強い自信を持っており、自由化という大原則が国民の間で強い支持を得ている。そのため自由化に反対する意見は大きな支持を得にくい。自由化そのものに異議を唱える声はなく、選挙の際にも自由化の是非は争点には全くなならない。無論、経済構造改革によってセンシティブな部門がそもそも少なくなっているのは事実である。

第 2 に、大統領制を採っているため大統領の力が強く、大統領が一度決断すれば政府内

⁸ 具体的には両地域間の交通インフラの整備、国境通過手続きの簡素化など。

などに抵抗はあったとしても協定は結ばれることとなる。

第3に、チリでは政界、財界、官界、学界などで大きな影響力を持っている人たちは皆知り合いとも言えるほど、支配層の社会が比較的小さい。しばしばチリでは歴史的に国を牛耳っているのは、時の政権が左であれ右であれ、特定の800家族であるとよく言われる。官僚もしばしば民間企業から任命されるし、政治家も財閥出身のことが多い。また大臣や官僚はよく学者からも任命され、大臣を辞めるとまた学者に戻ることも多く、そうした学者もまた有名な一族出身のこともある。農業部門でも、大きな声を発するのは実際に畑を耕す農民ではなく農場経営者であり、その経営者はやはり支配階層に属する。従って、業界間や政府と民間との間の利害調整と言っても、同じ社会内の問題となっているため、大きな問題になっていない可能性がある。

第4に、協定を結び始めてから時間が経っていないため、協定の効果が明らかになっていないのと同時に問題が表面化していないのかも知れない。

10. これまでのまとめと今後の課題

(1) 協定の性格、目的の変遷

91年にアルゼンチンとメキシコと経済補完協定を締結してから10年以上がたった。その間協定の役割や内容も変化を遂げてきた。当初は、民政移管後の外交関係の深化に主眼が置かれた。メキシコとの協定は、軍政時代メキシコから断交されていたのが、90年の3月に民政移管がなされると直ぐに国交が復活し、一層の外交関係を深化させる目的が協定にはあった。なお、その背景には、軍政時代に多くの知識人がメキシコに逃亡していたことから、民政移管後、メキシコと特に何か関係を深めたいという意識が働いたとされる。同様のことは現在交渉が最終段階にあるEUや中米との協定にも言える。EUや中米にも軍政時代、民政移管後に政権についた多くの人たちが逃避していた。彼らの欧州や中米などへの愛着や親近感、感謝の念といった心境は、同じ歴史を共有していない我々日本人には理解できない。

また、最後に民政移管したことによって、近隣諸国全てと一層の外交関係の強化及び経済関係の強化を図るために協定を結んでいる。98年にペルーと協定を結んだことで現在では南米主要国全てと協定を結ぶに至った。90年代前半にNAFTAやメルコスール成立への動きが顕著になると、それまでのどちらかと言えば外交政治面の目的が強かった協定も、その目的は経済面、特に貿易面の関係強化ということに変わってきた。メルコスールはチリにとって重要な市場であり、加盟もしくは協定締結をしなければ、メルコスール市場から高い対外共通関税によってはじき出されてしまう。

ところで、米国はメキシコとNAFTA協定を結んだ後に、チリに対し公式に加盟を打診したが、結局は今のところ米国の国内問題によって交渉は開始されていない。他方で、チリは将来的にNAFTA加盟を容易にするためカナダとメキシコとNAFTA基準の協定を結んでいる。

94年にガット・ウルグアイラウンドが終了したことはマルチでの自由化の進展の難しさを実感させ、NAFTAという前例もあって、単なる関税引き下げ中心だった協定をWTOの先取りをする協定に変遷させることとなった。また、99年にWTOシアトル会合が失敗に

終わったことは、協定政策も新しい段階に入ることの意味し、世界的に二国間貿易協定を結ぶ動きがみられ始めた。チリはその時既に 11 カ国と協定を結んでいたため、世界から協定政策について最も先進的な国、最も経験があり、協定のモデルが揃っている国ということで注目を浴びると同時に、各国からパートナーとしての誘いがかかることとなった。

(2)重点が置かれ始めた投資

最近では協定の意義として、貿易面に加えて投資面も注目されつつある⁹。カナダや交渉中の韓国とは、貿易はもちろん投資流入が期待されている。また今交渉中である中米、EFTA 諸国などとは、貿易の相手先としては小さな存在であり、貿易よりもむしろチリ企業による外国投資の増加が期待されている。外国企業にとっても、チリは南米各国と協定を結んでいるため、チリに投資をすることでラテンアメリカ進出の足掛かりとなる。チリはラテンアメリカの中では風習、制度面も比較的先進国に近い一方、ラテンアメリカの一員でもあり、ラテンアメリカの特徴も兼ね備えている。従って、まず適応しやすいチリでラテンアメリカ市場の勉強をすることにより、ブラジルやアルゼンチンなどの大市場に参入するための訓練を積むことができる。現に電話会社のベルサウス社はまずチリ市場に参入し、その後他の南米市場に進出した。またチリは南米の主要国全てと協定を結んでいるため、チリで工場を作り加工するなどして原産地証明を取得すれば、チリから近隣諸国に対し無関税で輸出することも可能である（賃金が比較的高いという問題はあるが）。また、協定には国のイメージを向上させる側面がある。つまり、協定を結ぶことにより、制度の透明性が高まること、容易に制度変更が出来なくなること、紛争処理機構が整備されることなどからその国の国際投資家に対する信頼が増し、投資を呼び込む効果が期待できる。外国企業などによる投資が成長に果たす役割が増しつつある現在、国の信頼を増すという協定の役割はますます重要となってこよう。

(3)今後の課題

99 年の APEC オークランド会合で、チリのフレイ大統領と韓国の金大統領が会談し、自由貿易協定を結ぶことが話し合われ、現在その交渉が行われている。しかし、過去多くの協定を結んできたチリではあるが、様々な課題にぶつかっている。具体的には、白物家電や繊維、ゴム、自動車などの工業製品が競争にさらされるため、産業界が抵抗を示していることである。今までは産業界は協定に対しては極めて前向きであったのが、今回は一部が反対に回っている一方、逆に農業部門は、これまでは協定に消極的であったが、今回は積極的である。攻守逆転といったところである。産業界が消極的である背景には、単に競合するというだけでなく、韓国の不公正貿易というイメージに対する反発がある。チリ国内での韓国企業の急速な進出、劣悪と言われる労働条件に加え、世界各国でダンピングで訴えられていること、韓国国内に不透明な非関税障壁が多いとか、高い保護や補助金を受けながら輸出していると言われることなどから、公正な貿易ができないという危惧がある。もっとも、ブラジルを初めラテンアメリカ諸国も様々な不透明な規制があるなど、世界からみれば公正な貿易がなされているとは誰もが思っているわけではないが、チリとしては、長年の付き合いや文化、歴史を共有していることから、相手の行動が想像がつくなり理解

⁹ WTO で議論が進展しないなか、投資に加え、更には非関税障壁、紛争処理制度の整備やセーフガード規制面も協定の重要なイシューとなってくるであろう。

でき、対応できる。しかし、韓国に関しては、こうした対応が可能かどうか不明である。このことは、将来チリが世界各国と協定を結んでいく際に重要なことである。ラテンアメリカの主要国とは協定を結んでしまった今、知らない国と結ぶとすれば、当然、韓国のように共通の歴史や文化を持たない、勝手の違う国も締結対象となるであろう。また、韓国との競合にさらされる工業製品は、ラテンアメリカ向けならチリは競争力を有しているかもしれない分野だが、世界的には競争力があるとは言い難い。世界には工業製品ではチリよりも競争力のある国が多いのだから、今後当然そういった問題も出てくるだろう。しかし、一律関税をますます引き下げれば、協定による関税引き下げ効果はなくなってくるので、協定締結による価格競争力が落ちることは大した問題にはならなくなることも重要である。

おわりに

チリは従来の関税引き下げというバイラテラルな自由化、及びガット・WTO の推進というマルチラテラルな自由化を推進してきたが、加えて 90 年代初頭から積極的に自由貿易協定を締結する戦略も採用した。現在では南米主要国の全て及びメキシコ、カナダとも締結したが、その経済的効果は今のところ必ずしも明らかとは言えない。特にボリビアや中米（現在交渉中）等の小国と結ぶことは、外交的ポイント稼ぎといわれても仕方がない面があると思われる。ある交渉担当者は、米国と協定を結びたい理由には、セーフガードや米国独自の通商法から逃れたい、あるいは紛争処理を容易にしたいという実質的な面もあるが、最大の理由は、外交的な面にあるとしている。また、現在交渉中の韓国との協定についても、アジアの国と初めて協定を結ぶことに意義があるとされている。カナダとの協定の最大の意義は、初めて先進国と協定を結べた点にあるとされている。またメキシコでは NAFTA が成立したために、メキシコ政府高官が米国を訪問した際、米国の高官と会談できるようになったなど、大国から相手にされるようになったとされる。こうした点をみると、民政移管された政権が、何か軍事政権と異なることをしたい、国際社会から認知されたいなどの理由でサインをしたがるという批判も的を射ていると言わざるを得ない。

しかしその一方で、80 年代までに経済構造改革の多くを終え高度成長を続けてきたが、今後更なる飛躍をするには、従来の方法に加えて何か新たな方策を採用しなければならない。そこで一層の自由化を進めるためには WTO などのゆっくりとしたマルチラテラルな自由化や相手国の関税引き下げを待つのでは満足できず、世界に先駆けて自由貿易協定を締結するという新たなスタイルを作り上げたとも言える。また、南米を始め地域統合が進んでいくなか、チリは拡大した統合市場からはじき出されたくないという危機感もあった。

なお、見落としてならないことは、チリは二国間協定の推進だけではなく、引き続き関税引き下げも行っていることである。関税を下げ、WTO も推進しつつ出来る限り多くの国と二国間協定を結んでいくという、いわば開かれた地域主義を最も実践しているのがチリである。財だけではなく、サービス、投資分野の自由化も潮流となりつつある現在、それらの自由化も二国間協定を使ってやれるものからやっ行ってこうという方式で進めるチリの方策は注目に値することは間違いない。

〔追記〕チリは 2002 年 10 月に韓国と、2002 年 12 月に米国と F T A を締結することで合意している。

参考文献

- 細野昭雄（1995）『APEC と NAFTAーグローバリズムとリジョナリズムの相克』有斐閣。
- 通商産業省通商政策局編（1999）『1999 年版不公正貿易報告書』。
- 日本貿易振興会（1996）『メルコスール諸制度の進捗と域内経済の活発化』。
- 西島章次編（1990）『ラテンアメリカのインフレーション』、アジア経済研究所。
- 浜口伸明編（1998）『ラテンアメリカの国際化と地域統合』、アジア経済研究所。
- Agosin, Manuel (1997), “Trade and Growth in Chile: Past Performance and Future Prospects,” ECLAC.
- Hachette, Dominique (2000), *La Reforma Comercial*, Universidad Catorica de Chile.
- Meller, P. y R. Donoso (1998), *La industria chilena y el Mercosur*, Dolmen Ediciones.
- Harrison, G. W., T. F. Rutherford and D. G. Tarr (1997), *NAFTA, MERCOSUR, and additive regionalism in Chile: A quantitative evaluation*, Washington DC.
- Saez, S. y J. G. Valdes (1999), “Chile y su política comercial “literal’,” *Revista de la CEPAL* 67.
- Butelmann, A. y P. Meller (1993), *Estrategia comercial chilena para la década del 90*, CIEPLAN.
- DIRECON (2000), *Síntesis de los acuerdos económicos internacionales suscritos por chile*.
- DIRECON(2000), *Relaciones económicas internacionales de chile 1994-2000*.